第明治三十五種郵便物認可

平成２４年（フ）第３０８号
兵庫県宝塚市中筋９丁目39―２―302号、住民票上の住所神戸市北区道場町生野452番地大北健方
債務者　大北　雅之
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３１３号
兵庫県宝塚市鹿塩２丁目５番21号　ファミール仁川Ⅱ205号
債務者　松尾　融希（旧姓深美）
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第６６７号
兵庫県尼崎市水堂町１丁目14番５号
債務者　田中　史子
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７２３号
北九州市門司区大里東３丁目６番25―201号
債務者　森川恵美子
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７２４号
北九州市門司区大里東３丁目６番25―201号
債務者　森川　雄也
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７２８号
北九州市小倉北区三郎丸１丁目８番６―411号
債務者　黒岩絵理納
１　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９４９号
神戸市兵庫区上祇園町１番１号　ＭＹ　ＣＯＵＲＴ402号室
債務者　大山　昌恵
１　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６号
兵庫県洲本市津田15番地１　武田荘２号棟、前住所大阪府東大阪市玉串元町１丁目１番９号　ＺＥＵＳ花園107号
債務者　岡本　信行
１　決定年月日時　平成24年11月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第２６２号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷205番地８　カトレアハイツ202号
債務者　池田　裕美
１　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０５号
長崎県長崎市西琴平町10番４号　宮前アパート２Ｆ
債務者　塚本　政代
１　決定年月日時　平成24年11月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１１号
長崎県長崎市坂本２丁目９番41―301号、旧住所長崎市琴海村松町707番地３オレンジブラッサム202号
債務者　小ケ倉　誠
１　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４００号
大分市大字上宗方513番地の１
債務者　平岡　徳正
１　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４０１号
大分市大字上宗方513番地の１
債務者　平岡八重子
１　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３９２号
沖縄県那覇市宇栄原２丁目４番８号２階
債務者　赤嶺　利和
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３９３号
沖縄県那覇市宇栄原２丁目４番８号２階
債務者　赤嶺　美奈
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１５２号
青森県三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠６番地99
債務者　島田　　章
１　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１５０５号
埼玉県加須市根古屋643番地５　サンライズハイツＡ―103
債務者　信田　祐志
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係